

水道法改正の概要について

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、98.0%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中 (H28年度14.8%)。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

水道法改正に関する政令・省令・告示・ガイドライン等

改正水道法の施行(令和元年10月1日)にあわせて、政省令を改正するとともに、水道の基盤を強化するための基本方針や各種手引き、ガイドライン等を作成・更新。

政省令・告示

- 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
- 水道法施行規則の一部を改正する省令
- 水道の基盤を強化するための基本的な方針

手引き・ガイドライン等

<広域連携>

- 水道広域化推進プラン策定マニュアル
- 水道基盤強化計画の作成の手引き

<適切な資産管理>

- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン

<官民連携>

- 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン
- 水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)

<その他>

- 水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)

上記のほか、日本水道協会において、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」を作成済(令和元年7月)

水道法改正に関する通知等

改正水道法の施行(令和元年10月1日)にあわせて、9月30日に関連通知等を発出。

■ 薬生水発0930第1号	■ 改正水道法等の施行について
■ 薬生水発0930第2号	■ 水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について
■ 薬生水発0930第3号	■ 水道基盤強化計画の策定について
■ 薬生水発0930第4号	■ 水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について
■ 薬生水発0930第5号	■ 「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について
■ 薬生水発0930第6号	■ 水道法施行規則の一部改正について(簡易専用水道関係)
■ 薬生水発0930第7号	■ 水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について ※サイバーセキュリティ対策を強化するものであり、水道法改正に関する通知ではない。
■ 事務連絡	✓ 水道法施行規則の一部を改正する省令の公布について(参考送付) ✓ 水道基盤強化計画の策定について(情報共有) ✓ 水道事業等の認可の手引きの改訂について(送付) ✓ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインについて

水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状・課題

- 水道の普及率は98.0%(平成29年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1355の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が921と多数存在(平成28年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正法

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

水道の基盤を強化するための基本的な方針について

○ 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。

(改正後の法第5条の2第1項)

厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

○ 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画（「水道基盤強化計画」）を定めることができることとする。

基本方針の策定趣旨

○ 水道の基盤の強化については、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められている。

○ そのため、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保等についての考え方等について、厚生労働大臣が一定の方向性を定め、これに基づき、各都道府県が計画区域内の水道事業者等に対して講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定することが効果的であるためである。

基本方針に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- ③ 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項
- ④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- ⑤ 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
- ⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

水道基盤強化計画について

- 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画（「水道基盤強化計画」）を定めることができる。
- 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意を得なければならない。

基盤強化計画の策定趣旨

- 都道府県においては、法第2条の2第2項に定める責務にあるように、市町村を超えた広域的な見地から広域連携の推進役として積極的な関与が期待されるものである。
- 水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたもの。

基盤強化計画に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道基盤強化計画の期間
- ③ 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標
- ④ 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項
- ⑤ 都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域（以下「連携等推進対象区域」という。）
- ⑥ 連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項
- ⑦ 連携等推進対象区域において水道事業者等の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

『水道基盤強化計画』の策定のイメージ

都道府県は、中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の水道の基盤を強化する取組を推進

水道基盤強化計画の策定

都道府県

【水道事業者等からの聞き取り】

- ・事業遂行上の人的・物的・財政的課題
- ・その対応策

【水道の基盤強化を図る上での方向性検討】

- ・将来の見通し等のシミュレーションの実施
- ・関係者からの意見聴取
- ・利害調整

水道の基盤強化に向けた
イメージを具体化させる

水道事業者等

必要となる情報の提供などの必要な協力

- ・水道施設の更新を含む事業計画
- ・財務状況
- ・既に実施している広域連携・官民連携の詳細な事例 など

経営に関する専門知識・高い技術力等を有する水道事業者等

- ・中核となり「水道基盤強化計画」を支援
→他の水道事業者等に対する技術的援助
- 他の水道事業者等に対する人材の確保及び育成等の支援

改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)

厚生労働省

基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

基本方針に基づき策定

都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

圏域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

圏域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

...

圏域⑤

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

水道事業者等

水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・収支見通しの作成及び公表

広域的連携等推進協議会について

- 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができる。
- 広域的連携等推進協議会は、都道府県、広域的連携等推進協議会の区域をその区域に含む市町村、協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者並びに都道府県が必要と認める者をもって構成するものとした。
- 広域的連携等推進協議会において協議が調った事項については、広域的連携等推進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(注1) 協議会については、都道府県が定める区域毎に当該都道府県内で複数設置することは差し支えない。

(注2) 市町村と水道事業者等が同一の場合には、一人の者の出席で足りるものである。

広域的連携等推進協議会の趣旨

- 各都道府県の区域において市町村の区域を超えた広域連携の推進を行うため、都道府県は、水道基盤強化計画の策定を目的とする場合に限らず、当該区域内の水道事業者等をはじめとした関係者を構成員として、必要な協議を行うための場を設けることができることとしたもの。

適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。



改正法

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

水道施設台帳の整備

水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳を適切に作成及び保管するとともに、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施することが必要。

■ 調書及び図面として整備すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が整備されていると見なす

調書

管路等調書

管路等の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長

水道施設調書

水道施設(管路等を除く)に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名及びその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路等の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路等の基本情報(管路等の位置、口径、材質)
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報(市区町村名とその境界線、方位、縮尺、凡例及び作成の年月日、付近の道路・河川・鉄道等の位置)

■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・止水栓の位置
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

水道施設台帳（省令）

○ 水道施設台帳については、次のとおり、調書及び図面をもって組成する。

（ア）調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- ・管路等（導水管きょ、送水管及び配水管をいう。）

その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長

- ・水道施設（管路等を除く。）

その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

（イ）図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成する。

- ・一般図

市町村名及びその境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置等を記載した地形図とする

- ・施設平面図

方位、管路等の位置、口径及び材質、制水弁、空気弁等の位置及び種類、管路等以外の施設の位置及び敷地の境界線、付近の道路、河川及び鉄道等の位置等を記載する

（ウ）いずれかの図面において、管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁、空気弁等の形式及び口径、止水栓の位置並びに道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長を記載する。

水道施設台帳の活用方法等の留意点について

- ① 前述の情報に加え、水道施設の管理に活用できる情報も、水道施設台帳として整備する。
（例）
 - ・ 給水管に関する情報（口径・材質など）
 - ・ 点検、修繕記録
 - ・ 工事図面
 - ・ 施設の写真
 - ・ 制水弁の開閉状況 など
- ② 長期的な資産管理を効率的に行う観点から、台帳の電子化に努める。
- ③ 資産データの一部が欠損している場合は、以下の方法等による情報の補完を検討する。
 - ・ 過去の工事記録整理
 - ・ 現地調査
 - ・ 他の社会資本（下水道、道路、電気及びガス等）の整備状況や同種管路の普及時期等から、当該施設の設置年度等を推測
 - ・ 過去に在籍していた職員への聞き取り調査
- ④ 災害時でも台帳が活用できるよう、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行う。
- ⑤ 水道施設台帳の情報を固定資産台帳の情報に整合させることにより、中長期的な更新需要の算定の精度を向上させることについて検討する。

水道施設の計画的な更新等についての規定

■水道法第二十二條の四

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

■水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表（省令）

(ア) 水道事業者は、事業経営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しは、次のとおり試算する。

- ・ 30年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支の見直しを試算する。
- ・ 算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・ 更新需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する。

(イ) 水道事業者は、試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(ウ) 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならない。

官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
 - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
 - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

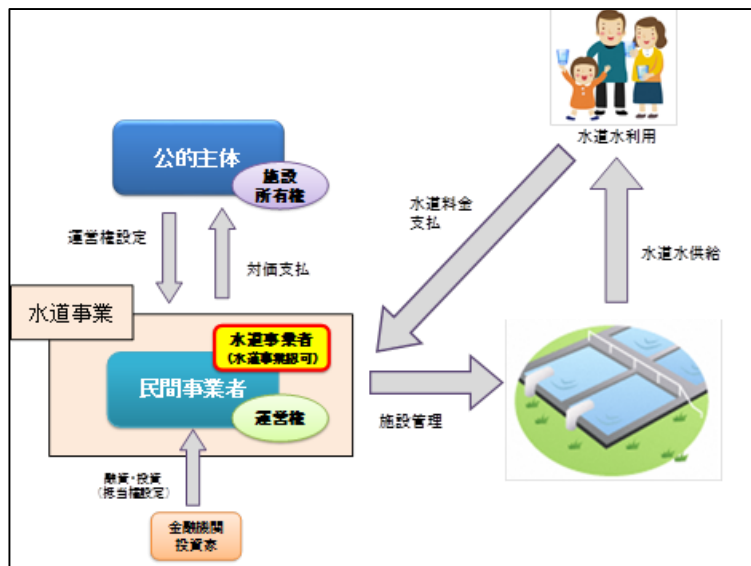
水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託:1714箇所(622水道事業者) 【うち、包括委託は、427箇所(141水道事業者)】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間事業者への委託:191箇所(46水道事業者) 「広島県水道用水供給事業本郷浄水場」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者(市町村等)への委託:19箇所(13水道事業者) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場」、 「横須賀市小雀浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	○地方自治体(水道事業者)が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運転管理などを<u>包括的に委託</u>	6箇所(7水道事業者) 「会津若松市滝沢浄水場等」、「見附市青木浄水場」、 「松山市かきつばた浄水場等」、 「四国中央市中田井浄水場」、「佐世保市山の田浄水場」、 「大牟田市・荒尾市ありあけ浄水場」
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、<u>民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式</u>	12箇所(8水道事業者) 「横浜市川井浄水場」、「岡崎市男川浄水場」、 「神奈川県寒川浄水場排水処理施設」、 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備」ほか
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設(水道事業の場合、水道施設)について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	(未実施)

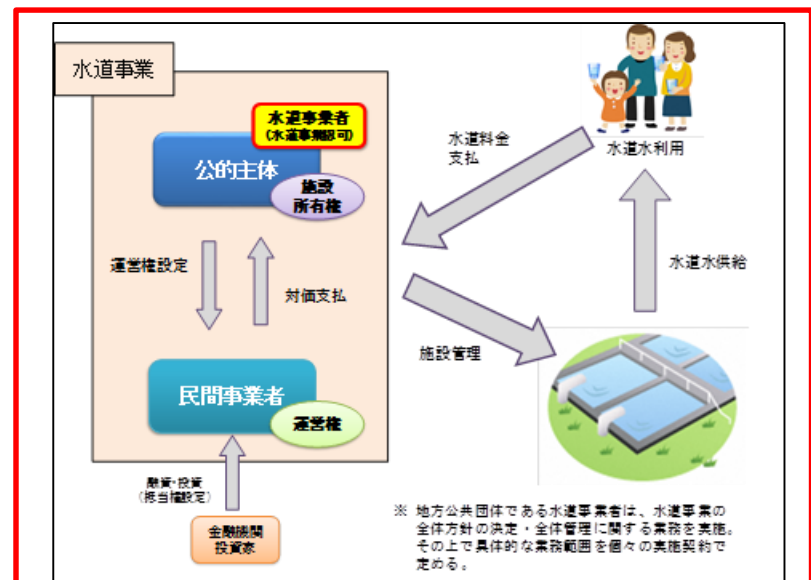
※平成29年度厚生労働省水道課調べ

水道事業等におけるコンセッション方式の概要

- ・コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
- ・水道事業等においても、平成23年のPFI法改正の創設時より、コンセッション方式を導入する場合は、経営主体を水道事業等の運営等を行おうとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた(民間事業型)。
- ・平成30年12月には、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、最終的な給水責任を地方公共団体に残した上でコンセッション方式の導入を可能とする水道法改正法が成立し、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みが新たに導入された(地方公共団体事業型)。



民間事業型の概念図
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図
(平成30年水道法改正)

コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設されたが、地方自治体が水道事業の認可を返上し、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- このため、今回の水道法改正は、公の関与を強化し、地方自治体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたもの。
- コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つ。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するもの。

1. 水の供給責任

水道法

水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負う。

2. 事前の対応

水道法改正

PFI法

- ・ コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、地方自治体が、PFI法に基づき条例で定めるとともに、運営権の設定に当たり、議会の議決が必要。
- ・ 地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ料金の枠組み(上限)を条例で定めるため、コンセッション事業者はこの枠組みの範囲内でしか料金設定できない。
- ・ 更に、地方自治体は、PFI法に基づく実施方針や民間事業者との実施契約の中で、設備投資を含めた業務内容や管理運営レベルの他、災害等の非常時における対応をどこまで委ねるかなどを明確に定める。

3. 事後の対応

水道法改正

PFI法

地方自治体は、PFI法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善。
これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を実施。

指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

- ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
- ・ 違反工事件数：1,644件（H28）
- ・ 苦情件数：3,885件（H28）

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正法

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

（参考）指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

※ 既存指定工事事業者の最初の更新時期を分散させ、事務の平準化を図る。

現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の更新時期の平準化について

改正法においては、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の更新について、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、平準化することができるよう、政令を含めて定める。具体的には、指定給水装置工事事業者に関する施行日後の最初の更新は、

- ・ 施行日の前日から起算して5年を経過する日までとする
- ・ 当該指定を受けた日が改正法施行日の5年前の日以前である場合にあっては、

5年を超えない範囲内において政令で定める期間とする

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年：2020（令和2）年9月29日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年：2021（令和3）年9月29日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年：2022（令和4）年9月29日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年：2023（令和5）年9月29日
平成25年4月1日 ～令和元年9月30日	施行日の前日から5年：2024（令和6）年9月29日

指定の有効期間及び更新の申請時期

指定の有効期間

- 5年の更新期間については、指定給水装置工事事業者の質の担保や複数の水道事業者へ申請を行う給水装置工事事業者の事務負担を考慮し、全国一律の期間としている。
- そのため、地方公共団体の条例や規則において指定の有効期間の延長又は短縮はできない。

(注)5年の指定の有効期間にかかわらず、水道事業者が指定給水装置工事事業者に対して、法第25条の3に基づく指定基準や法第25条の8に基づく事業の基準などを満たしていることを確認するために必要な報告を求めることを妨げるものではない。

更新の申請時期

- 水道事業者は、有効期間内における指定給水工事事業者からの更新の申請時期について自らの運用において合理的な範囲内で設定することが可能。
- その際、更新の申請を行う指定給水装置工事事業者が十分に時間的余裕をもって申請書の準備を行うことができるよう配慮していただきたい。

確認事項の活用方法

更新にあわせて確認することが望ましい事項

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容
- 指定給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況

指導

- 確認した情報をもとに、指定給水装置工事事業者を指導することで、指定給水装置工事事業者の資質の保持を図る。

情報発信

- 利用者が指定給水装置工事事業者を選択する際に有用となるような情報について、定期的に提供することに努める。

事業の休止及び廃止（第11条）

改正の趣旨

- これまで、法令上詳細に規定されていなかった水道事業等の全部又は一部の休止及び廃止に係る申請手続き及び許可基準を定めることとした。
- 地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が5千人を超えるものに限る。）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととした。

改正後の水道法の条文（下線部：今回改正）

水道法（事業の休止及び廃止）

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

水道法施行令（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準）

第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。 25

事業の休止及び廃止（省令の概要）

ア 申請手続

事業の休廃止の許可を申請しようとする水道事業者は、休廃止計画書、水道事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類、休廃止する給水区域を明らかにする地図等を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととした。

「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」

- ①休廃止する区域内において給水契約がないことを示す書類や
- ②他の手段による水の確保が確認できる書類をいう。

イ 許可基準

厚生労働大臣は、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととした。

「公共の利益が阻害されるおそれがない」とは、許可の申請の内容に基づいて具体的に判断されるべきものであるが、水道事業にあっては、

- ①休廃止しようとする給水区域において給水契約がないこと
 - ②休廃止しようとする区域において給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であること
- が考えられる。

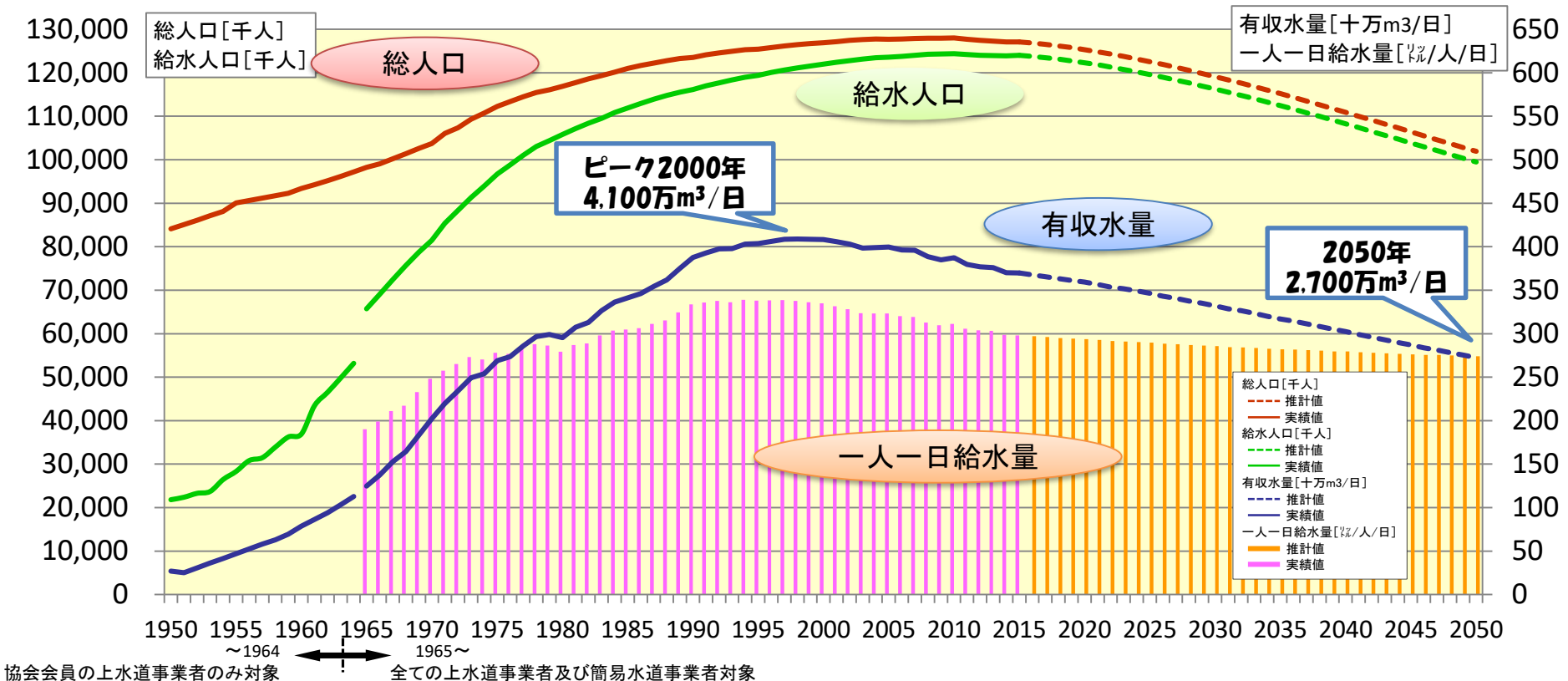
なお、「他の手段による水の確保が可能であること」については、

- ①他の水道事業による給水が行われること又は、
- ②新たな水の確保の方法、衛生対策並びに負担すべき事項及びその額等を提示した上で、休廃止しようとする区域における給水契約の相手方全員に対して同意を得ることが必要。

参考

人口減少社会の水道事業

- 節水機器の普及や人口減少等により、有収水量は2000年頃をピークに減少傾向にあり、2050年頃には、ピーク時の約2／3程度まで減少する見通し。



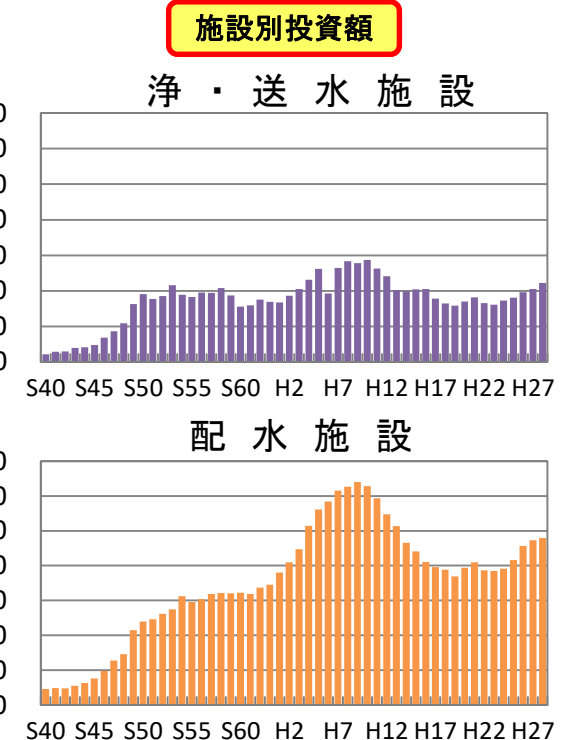
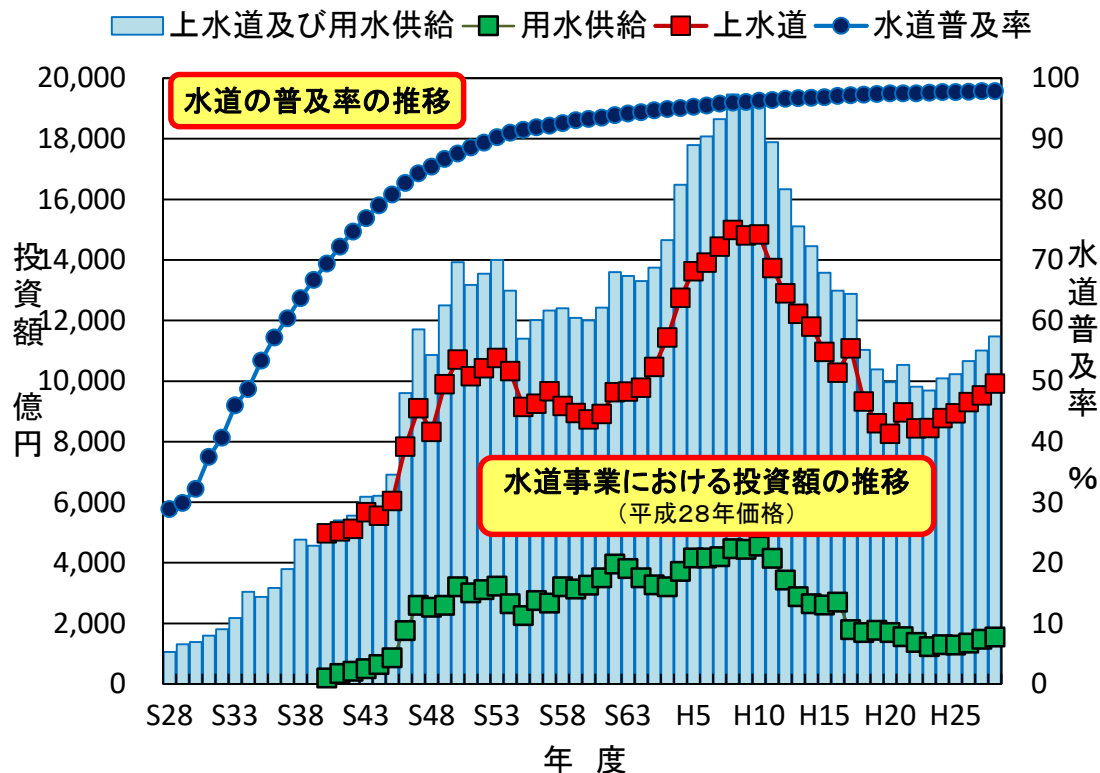
【実績値（～2015）】水道統計（日本水道協会） 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に、上水道及び簡易水道の普及率（H27実績97.6%）を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。
- ③一人一日給水量：一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、高度成長期に急激に上昇しており、その時代に投資した水道の資産の更新時期が到来している。
- 投資額の約6割は送配水施設(主に管路)が占めている。



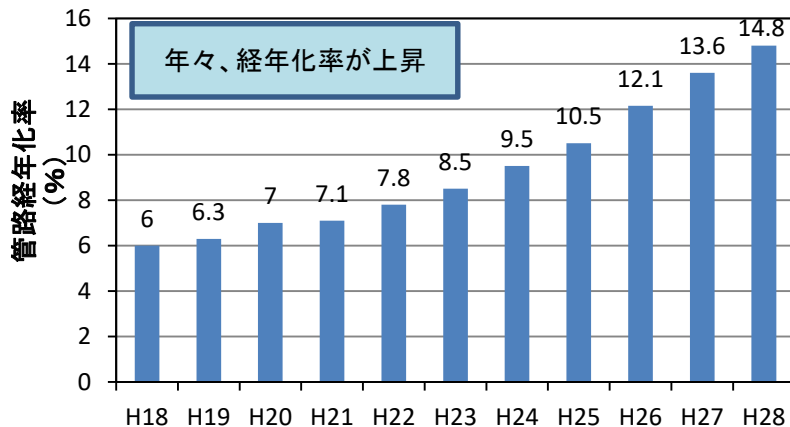
(出典) 水道統計

管路の経年化の現状と課題

- 全管路延長(676,500km)に占める法定耐用年数※(40年)を超えた延長の割合は、**14.8%(平成28年度)**となっている。
※ 減価償却費を計算する上での基準年数(計画的に更新を実施している水道事業者の実績の平均では56年)
- 現状の年間更新実績は、更新延長5,057km、**更新率0.75%(平成28年度)**となっている。
- **今後20年間で更新が必要な管路は、1980年以前に整備された153,700km、全体の23%程度**と予測され、これらを平均的に更新するには、**1.14%程度の更新率が必要**となる。

管路経年化率(%)

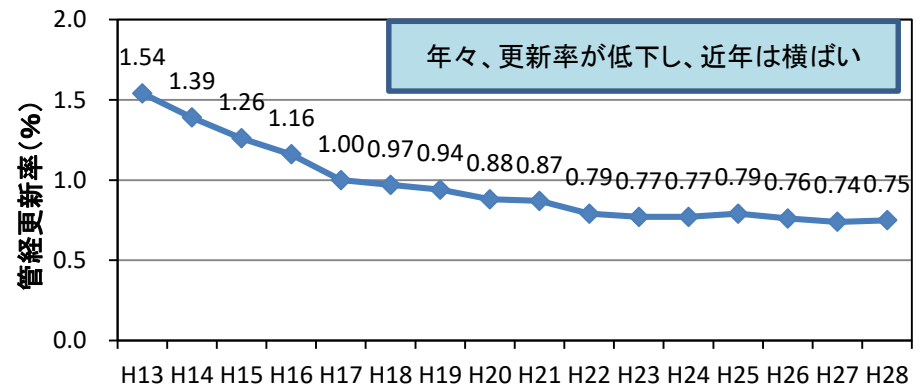
$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$



H28年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	16.2%	11.3%	14.8%
管路更新率	0.81%	0.58%	0.75%

管路更新率(%)

$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$



整備年代別の管路更新需要(平成28年度時点)

整備時期	延長	管路全体に占める割合
1960年以前	8,500 km	1 %
1961年～1970年	30,700 km	5 %
1971年～1980年	114,500 km	17 %
計	153,700 km	23 %

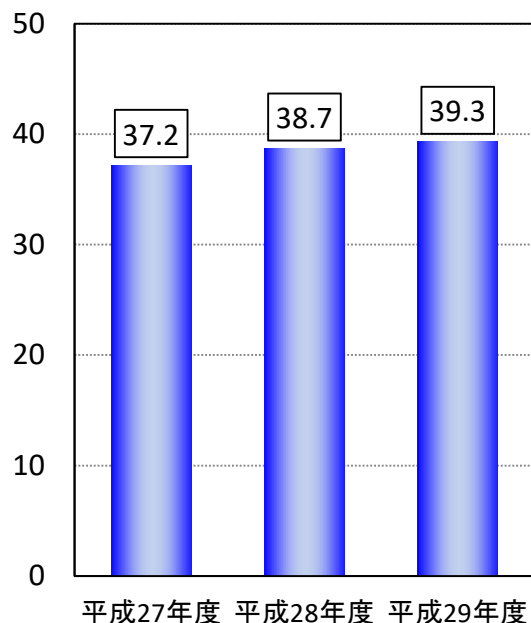
(出典)
水道統計

水道施設における耐震化の状況（平成29年度末）

基幹管路

- 平成28年度から0.6ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

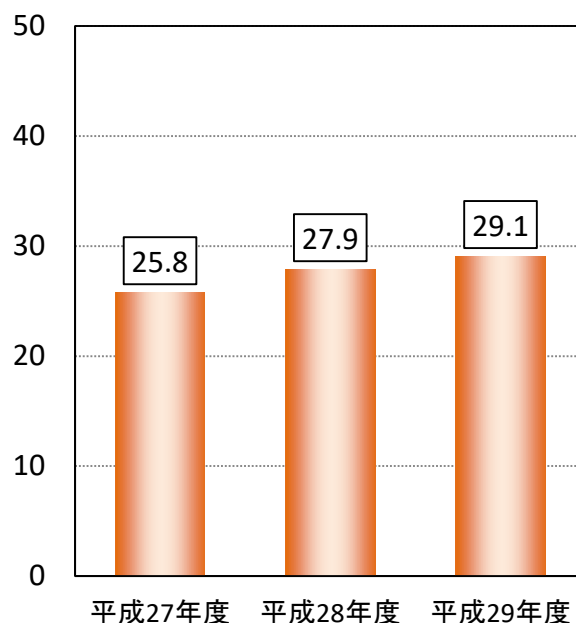
耐震適合率（％）



浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

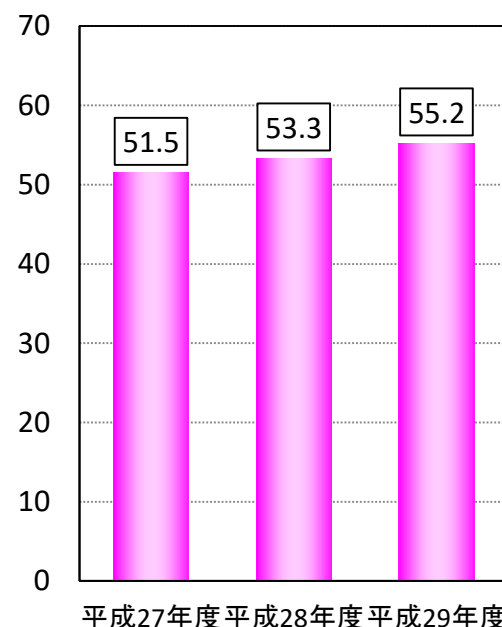
耐震化率（％）



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

耐震化率（％）

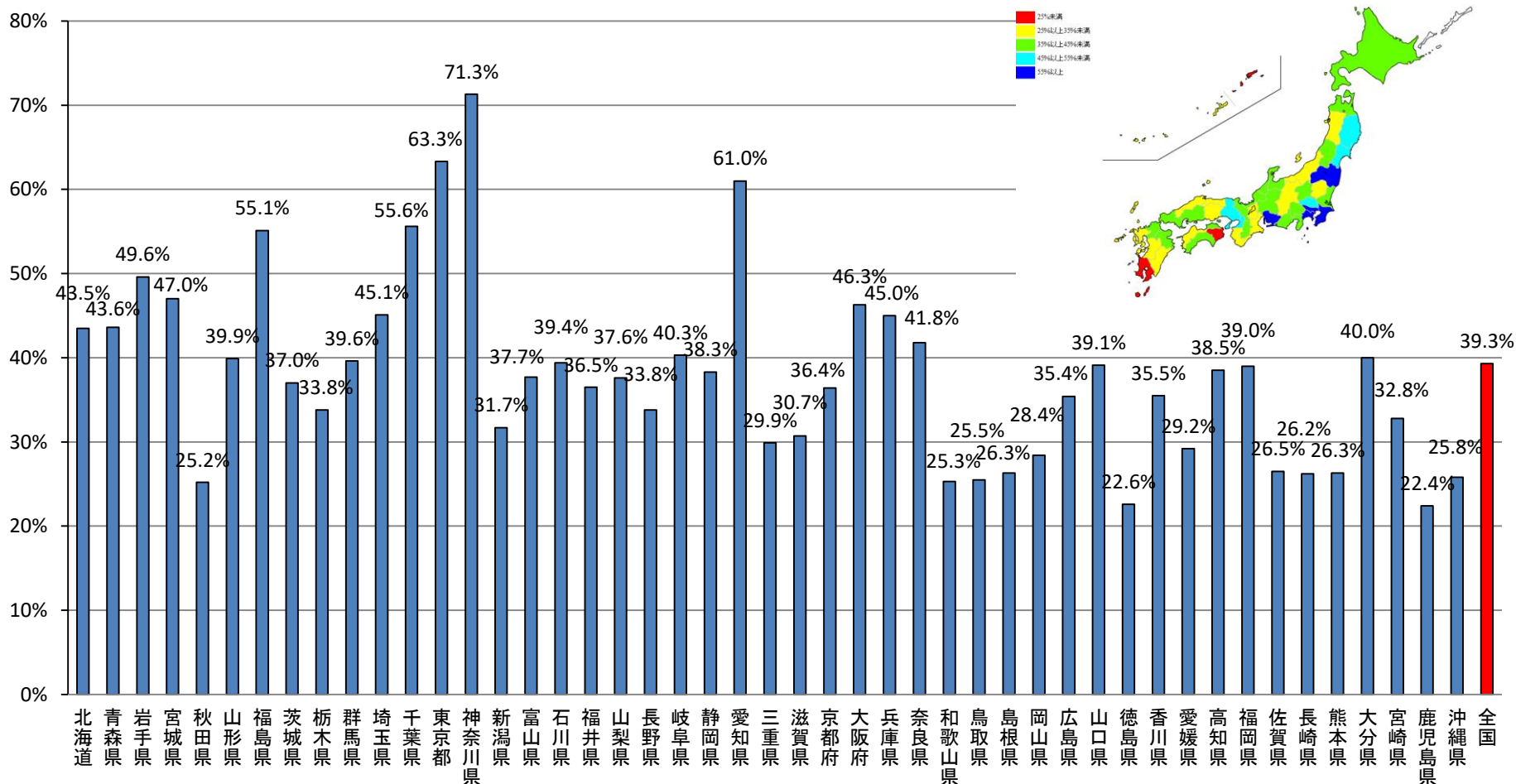


（出典）厚生労働省水道課調べ

水道基幹管路の耐震適合率（平成29年度末）

水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある基幹管路の割合は39.3%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

※基幹管路の耐震適合率(KPI)：50%[2022年]（国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定）より）

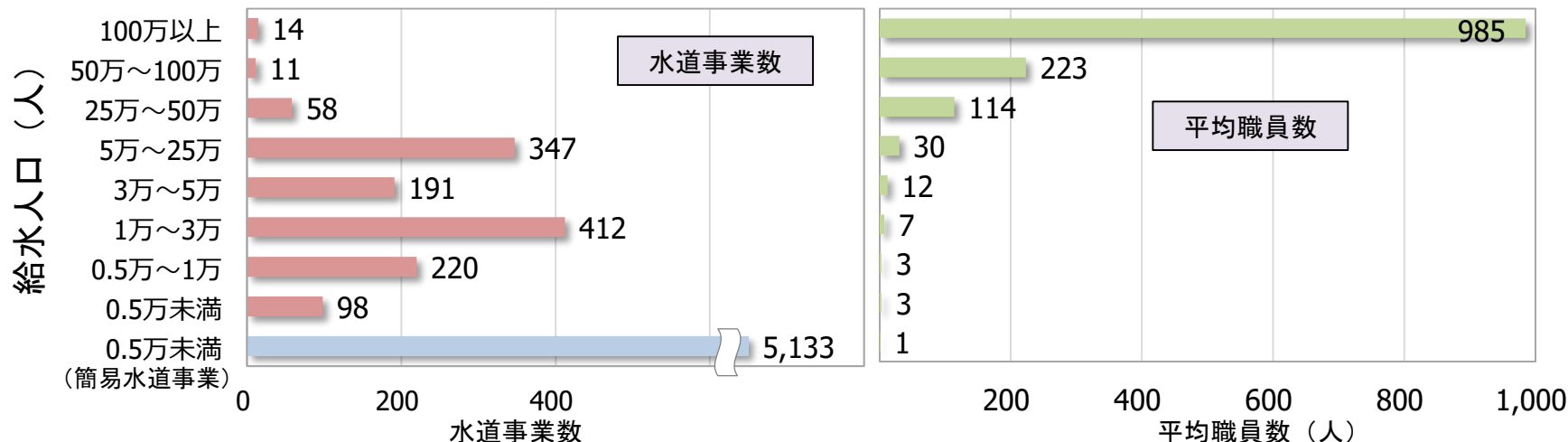


(出典)厚生労働省水道課調べ

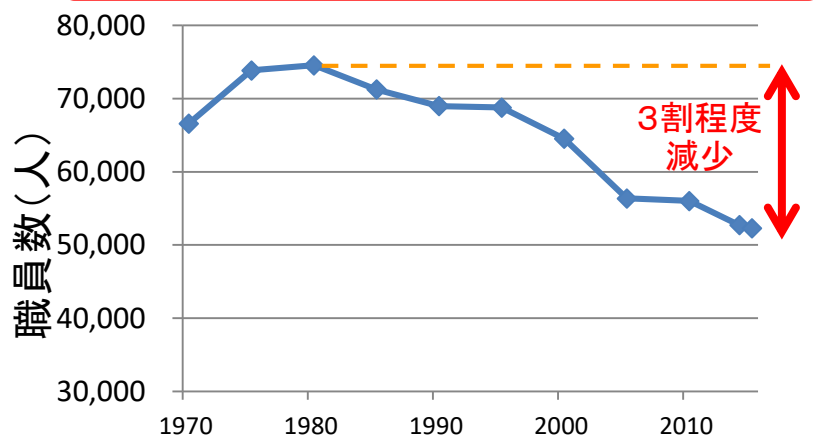
給水人口別の水道事業数及び職員数の状況

給水人口別の水道事業数と平均職員数(平成28年度)

出典:平成28年度水道統計
平成28年度簡易水道統計



水道事業における職員数の推移



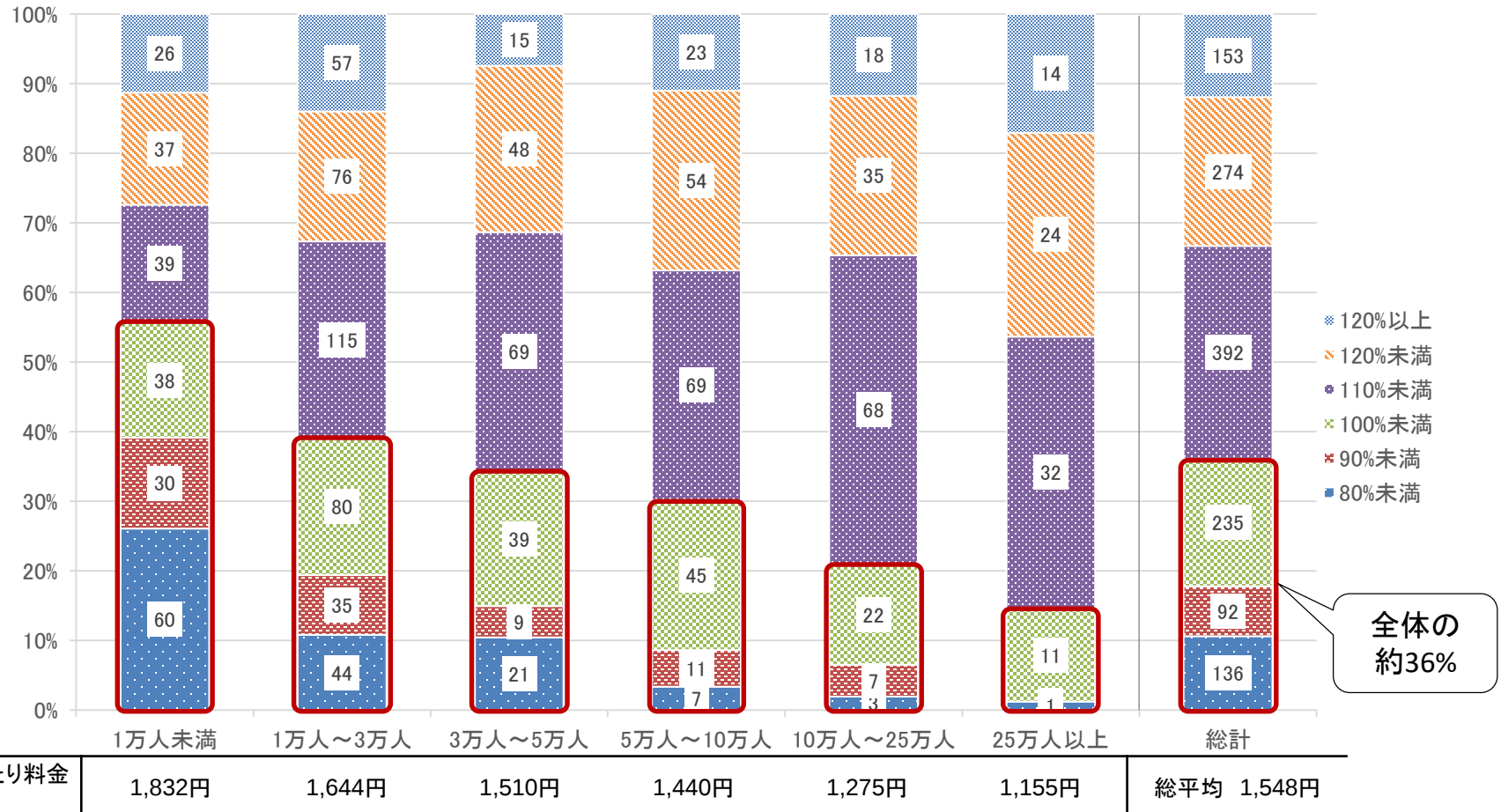
出典:水道統計(日本水道協会)

- 全国に6,000以上の水道事業が存在。小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。
- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少している。

水道事業の経営状況

○ 小規模な水道事業体ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている(＝原価割れしている)。

上水道事業の料金回収率(供給単価/給水原価)



(「平成29年度 地方公営企業年鑑」より作成)

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

1 水道事業等の現状と課題

水道は、約98%の普及率に達し、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠。

一方で、施設の老朽化、耐震性の不足、人口減少による水需要の減少に伴う経営環境の悪化、人材の減少や高齢化など、深刻な課題に直面。これらは特に小規模な事業者で深刻。

2 水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方

新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保、運営に必要な人材の確保及び育成等により、水道の基盤の強化が必要。

その際、「適切な資産管理」、「広域連携の推進」、「官民連携の推進」の取組が重要。

3 関係者の責務及び役割

国 : 基本的かつ総合的な施策の策定及び推進。必要な技術的及び財政的な援助。

都道府県 : 広域連携の推進役。水道基盤強化計画の策定及び実施。

市町村 : 区域内における水道の基盤の強化に関する施策の策定及び実施。

水道事業者等 : 適正かつ能率的な事業運営及び基盤の強化。

民間事業者 : 水道事業者等と連携し、その基盤強化を支援。

住民等 : 将来にわたり持続可能とするため相応の財源が必要と理解し、地域の共有財産である水道の経営に自ら参画しているとの認識で関与。

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

水道事業者等は以下の取組が重要。また、国は引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行う。

1 水道の強靱化

- (1) 耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に法に基づく施設基準への適合を図る。
- (2) 事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定。
自家発電設備等の資機材の整備や訓練の実施等、平時から災害対応体制を整備。
- (3) 災害時の他の水道事業者等との相互援助体制及び水道関係団体等との連携体制を構築。

2 安全な水道の確保

引き続き、水質基準を遵守し、水安全計画の策定及び同計画に基づく施策を推進。

3 適切な資産管理

- (1) 水道施設台帳(台帳)は、施設の維持管理及び計画的な更新、災害対応、広域連携等の各種取組の基礎。適切な作成及び保存、情報の更新作業を着実に実施。台帳の電子化等、長期的な資産管理を効率的に実施。
- (2) 点検等を通じ施設の状態を適切に把握し、必要な維持及び修繕。
- (3) 台帳のほか、維持及び修繕の結果等を活用し、アセットマネジメントを実施。中長期的な施設の更新に関する費用を含む収支の見通しを作成・公表。
- (4) 水需要や施設の更新需要等の長期的見通しを踏まえ、水の供給体制を適切な規模に見直し。

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定。その上で、概ね3年から5年ごとの適切な時期に検証及び必要に応じた見直し。
- (2) 収支の見通しの作成及び公表に当たって、住民等に対して、将来像を明らかにして情報提供。その際、各種前提条件の明確化、当該前提条件や施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と料金との関係性の提示。

国は、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な簡易水道事業者等、経営条件の厳しい水道事業者等に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助。

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 事業運営に必要な人材を自ら確保。単独での人材の確保が難しい場合等には、広域連携や官民連携を活用。
- (2) 各種研修等を通じて、事業運営に必要な人材を育成。その際、適切かつ計画的な人員配置を実施。さらに、必要に応じ、水道関係団体や教育訓練機関による技術的な支援を活用。

国は、こうした水道事業等の取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助。

都道府県は、中核となる水道事業者等や民間事業者、水道関係団体等と連携しつつ、人材の育成に向けた取組のほか、必要に応じ人材の確保に向けた取組の実施が重要。

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第5 水道事業者等との連携等の推進に関する事項

都道府県は、以下の取組が重要。

- (1) 水道基盤強化計画は、区域全体の基盤の強化を図る観点から、水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における全体最適化の構想を描く観点から策定。
- (2) 区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、中核となる水道事業者等による他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援が重要。
そのため、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の基盤を強化する取組を推進。
- (3) 広域的連携等推進協議会の組織等により、広域連携の推進に関する必要な協議を推進。

市町村は、都道府県による施策に協力。

水道事業者等は、広域的連携等推進協議会への参加も含め、都道府県に協力。必要に応じて官民連携の取組も活用しつつ、地域の実情に応じた広域連携を推進。

国は、引き続き、好事例の紹介等を通じたメリットのわかりやすい説明など、都道府県や水道事業者等に対して技術的な援助。その際、必要に応じ、水道事業者等の取組に対する財政的な援助。

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項(その1)

1 官民連携の推進

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、適切な形態の官民連携を実施。
- (2) 第三者委託及び水道施設運営等事業においては、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、適切な監視・監督に必要な体制の整備や訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施。

国は、引き続き、好事例、留意事項等の情報提供など、技術的な援助。その際、必要に応じて、水道事業者等の導入に向けた検討に対して財政的な援助。

2 水道関係者間における連携の深化

水道による安全かつ安定的な水の供給には、水道関係者における持続的かつ効果的な連携・協力体制の確保が不可欠。

その中でも、指定給水装置工事事業者は、自らの資質向上に努めつつ、水道事業者と密接に連携して、安全かつ安定的な水道水の供給確保が必要。

また、水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、流域における様々な主体が連携した取組が重要。

水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項(その2)

3 水道事業等に関する理解向上

水道事業者等は、住民等が水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、その意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識の醸成が重要。

また、国及び都道府県においても、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を通じて、国民の理解の増進、国民の意見の把握が重要。

4 技術開発、調査・研究の推進

水道事業者等による需要者のニーズに応えた技術的な課題や対応策の模索、民間事業者等によるニーズを的確にとらえた新たな技術の提案などにより、更なる技術開発の推進。

また、ICT等の先端技術を活用し、施設の運転、維持管理の最適化、計画的な更新や耐震化等の効果的かつ効率的な実施を可能とする技術開発が望まれる。

さらに、調査研究機関、大学等の高等教育機関や民間事業者等において、水道の基盤の強化に資する技術的課題や水道における様々な課題に対応する調査・研究の推進。

水道事業者等は、技術開発、調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、事業の運営の向上。

国は、技術開発及び調査・研究の推進、それらの成果を施策に反映するよう努めることが重要。